

府民と行政、NPO等公的な活動との関わり(イメージ)

【国:省庁・地方支分部局】

- ・国税(所得税、法人税、消費税等)
- ・外交、防衛、通貨等の国家としての存立に関わる事務、統一に行う事務(府県域を越える活動を行うNPOの認証、公共交通、電気・ガス等公共料金などの許認可等)
- ・全国規模の施策(直轄国道、一級河川管理、国立研究機関、大学等)
- ・年金・雇用保険の運用、職業安定業務等

- ・地方交付税の交付等、国内地域間の調整
- ・社会保障制度等、全国統一的な制度の運用、補助等

【京都府】

- ・府税(法人府民税、法人事業税、自動車税等)
- ・旅券発給(法定受託事務・外務省)
- ・教育(府立学校設置、公立学校教員の任免・給与負担等)、警察・公安、道路(府道、3ヶ塔国道)・河川管理、児童相談、専門的保健事業等
- ・市町村の区域を越える事務、市町村が実施することが適当でない事務(NPO法人認証など許認可事務、専門的な試験研究、農林業技術、職業訓練、労使紛争解決等)
- ・団体、企業等の事業への補助・助成(技術開発、府大学等)
- ・地域力再生事業等による地域事業などへの補助
- ・産学連携促進、企業誘致・貿易流通促進、農業基盤整備、沿岸漁場、漁港整備
- ・中小企業等への融資制度、中心市街地の商業活性化

- ・市町村の連絡調整に関する事務
- ・市町村事業等への補助等

【京都市】  
※政令市特例として普通市町村より幅広い事務を処理(概ね次のように大別)

- ①政令市の区域であっても、府が専ら処理(旅券発給、警察、公益法人等)
- ②府と同等の自治体として連携・共同して処理(中小企業融資制度、鉄道整備等)
- ③府の権限が政令市に移り、府から独立して処理(府道管理、建築基準等)
- ④基礎自治体として住民に密着した事務を処理(=普通市町村)

【市町村】

- ・基礎的自治体として住民生活、地域特性に応じた事業を広範に実施
- ・戸籍、住民基本台帳、外国人登録
- ・市町村税(住民税、固定資産税、都市計画税等)
- ・住民への福祉サービス(障害者、高齢者、母子保健、子育て助成等)
- ・地域文化活動、生涯学習(公民館など社会教育施設の設置等)
- ・公立幼稚園、小中学校の設置・運営
- ・地域産業振興、農山漁村振興、集落生産基盤整備
- ・生活道路整備、上下水道整備、地域交通確保

【NPO等】  
・新しい公の担い手として、住民生活や地域における自主的、公的事業を実施

府民(住民、企業、NPO等)

直接

直接

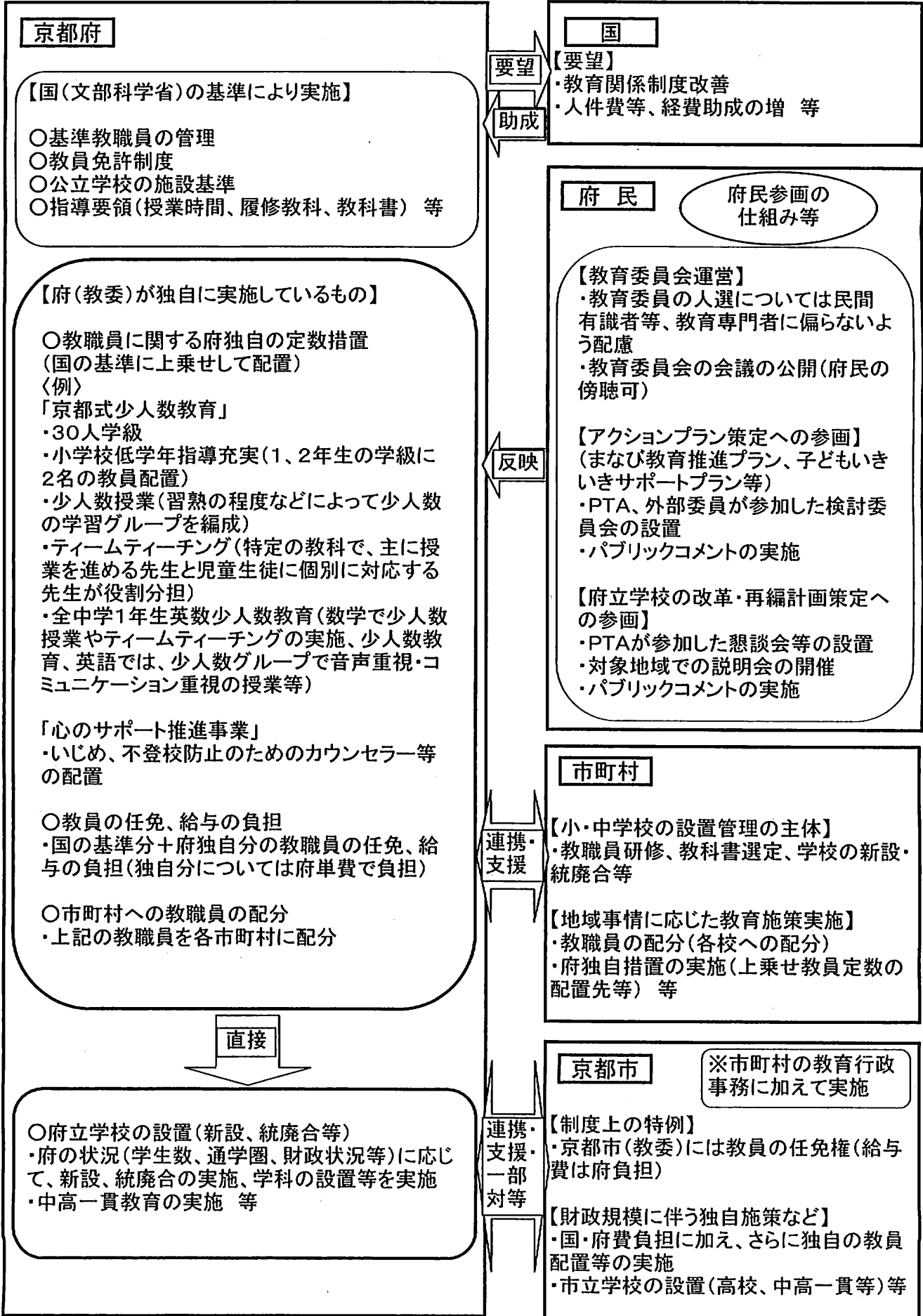
直接

直接

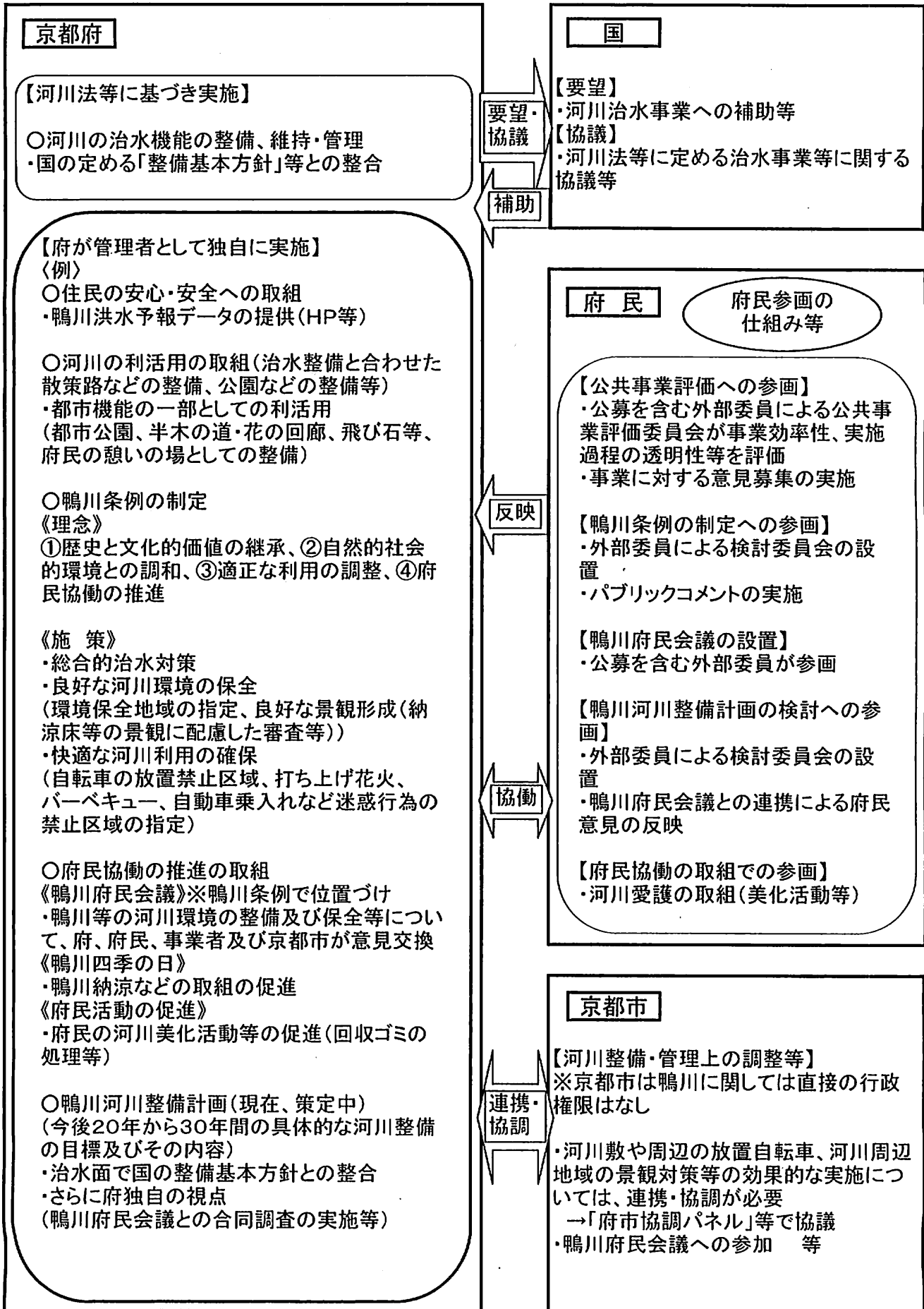
支援・連携・協働

支援・連携・協働

# 公立教育と府民参画等の状況



**鴨川整備・管理と府民参画等の状況**



**京都府**

**【河川法等に基づき実施】**

- 河川の治水機能の整備、維持・管理
- ・国の定める「整備基本方針」等との整合

**【府が管理者として独自に実施】**  
〈例〉

- 住民の安心・安全への取組
- ・鴨川洪水予報データの提供(HP等)
- 河川の利活用の取組(治水整備と合わせた散策路などの整備、公園などの整備等)
- ・都市機能の一部としての利活用(都市公園、半木の道・花の回廊、飛び石等、府民の憩いの場としての整備)
- 鴨川条例の制定
- 《理念》
- ①歴史と文化的価値の継承、②自然的社会的環境との調和、③適正な利用の調整、④府民協働の推進

《施策》

- ・総合的治水対策
- ・良好な河川環境の保全(環境保全地域の指定、良好な景観形成(納涼床等の景観に配慮した審査等))
- ・快適な河川利用の確保(自転車の放置禁止区域、打ち上げ花火、バーベキュー、自動車乗入れなど迷惑行為の禁止区域の指定)

- 府民協働の推進の取組
- 《鴨川府民会議》※鴨川条例で位置づけ
- ・鴨川等の河川環境の整備及び保全等について、府、府民、事業者及び京都市が意見交換
- 《鴨川四季の日》
- ・鴨川納涼などの取組の促進
- 《府民活動の促進》
- ・府民の河川美化活動等の促進(回収ゴミの処理等)

- 鴨川河川整備計画(現在、策定中)
- (今後20年から30年間の具体的な河川整備の目標及びその内容)
- ・治水面で国の整備基本方針との整合
- ・さらに府独自の視点(鴨川府民会議との合同調査の実施等)

**国**

- 【要望】
- ・河川治水事業への補助等
- 【協議】
- ・河川法等に定める治水事業等に関する協議等

**府民**

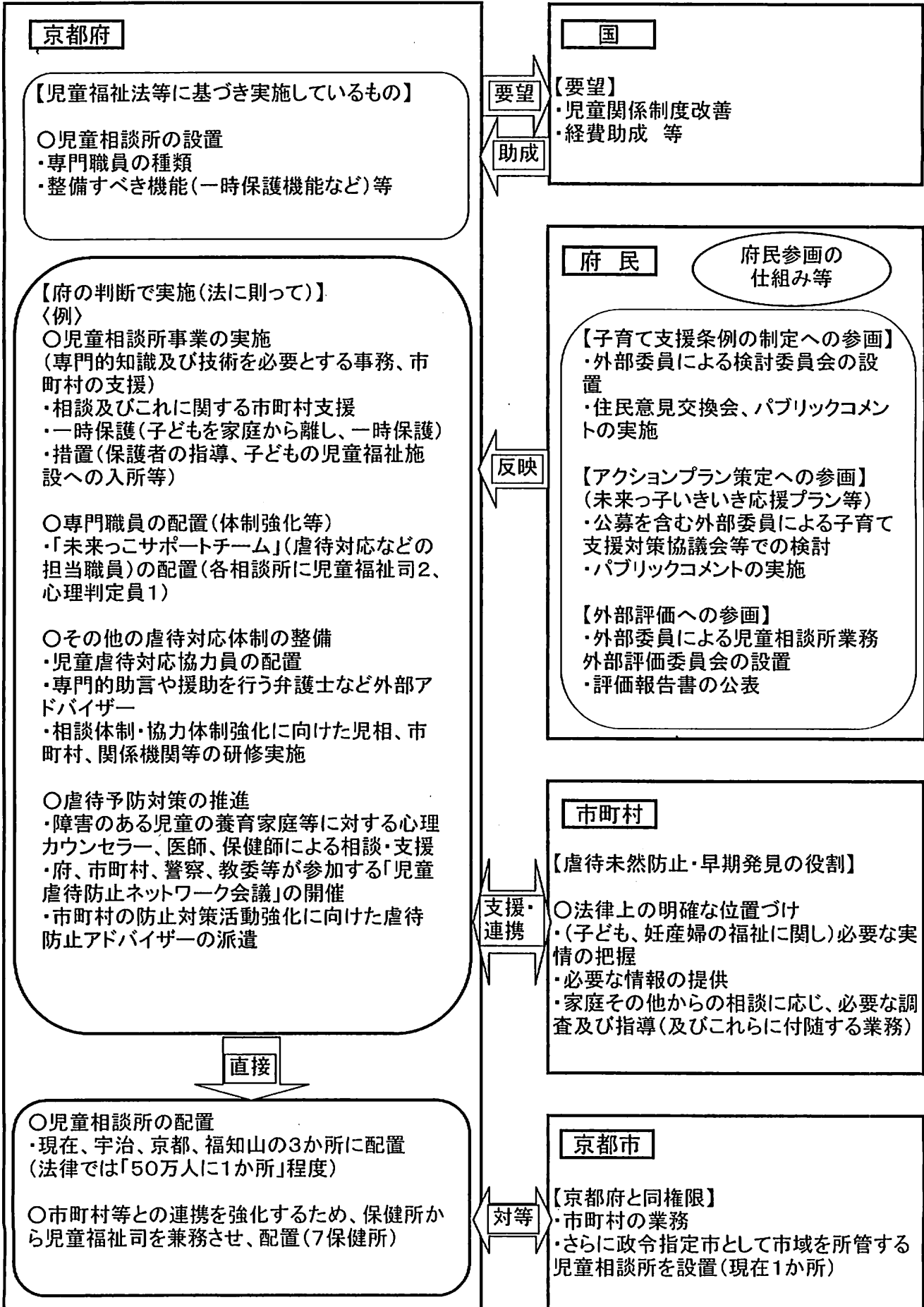
府民参画の仕組み等

- 【公共事業評価への参画】
- ・公募を含む外部委員による公共事業評価委員会が事業効率性、実施過程の透明性等を評価
- ・事業に対する意見募集の実施
- 【鴨川条例の制定への参画】
- ・外部委員による検討委員会の設置
- ・パブリックコメントの実施
- 【鴨川府民会議の設置】
- ・公募を含む外部委員が参画
- 【鴨川河川整備計画の検討への参画】
- ・外部委員による検討委員会の設置
- ・鴨川府民会議との連携による府民意見の反映
- 【府民協働の取組での参画】
- ・河川愛護の取組(美化活動等)

**京都市**

- 【河川整備・管理上の調整等】
- ※京都市は鴨川に関しては直接の行政権限はなし
- ・河川敷や周辺の放置自転車、河川周辺地域の景観対策等の効果的な実施については、連携・協調が必要
- 「府市協調パネル」等で協議
- ・鴨川府民会議への参加 等

# 児童相談関係事務と府民参画等の状況



# 観光関係事業と府民参画等の状況

